○国土交通省告示第六百五十四号

貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）第十条第二項の規定に基づく適性診断を平成二十九年六月十六日に認定したので、同規則第十二条の十一の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年六月二十八日

国土交通大臣　石井　啓一

一　名称
　株式会社マジオネット
二　主たる事務所の所在地
　東京都新宿区新宿五丁目十六番地十一号
三　適性診断の種類
　特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断（それぞれ貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成十三年国土交通省告示第千三百六十六号）第二章4に掲げる特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断をいう。）

○国土交通省告示第六百五十五号

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）第三十八条第二項の規定に基づく適性診断を平成二十九年六月十六日に認定したので、同規則第四十一条の十一の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年六月二十八日

国土交通大臣　石井　啓一

一　名称
　株式会社ロイヤルコーポレーション

○東北地方整備局告示第百七十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年六月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年六月二十八日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十三号	米沢市窪田町小瀬字江中子六八四番一から同市窪田町小瀬字鯰免六〇二番一まで	東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年六月二十八日

○中部地方整備局告示第六十八号

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第十三条第一項の規定に基づき、平成二十九年六月十二日付けをもって次のように工場において製造される浄化槽の型式を認定したので、同法第十九条の規定に基づき公示する。

平成二十九年六月二十八日

中部地方整備局長　塚原　浩一

一　名称
　株式会社ロイヤルコーポレーション
二　主たる事務所の所在地
　広島県広島市安芸区船越南四丁目八番三十号
三　適性診断の種類
　特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断（それぞれ旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成十三年国土交通省告示第千六百七十六号）第二章4に掲げる特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断をいう。）

○国土交通省告示第六百五十六号

貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）第十条第二項の規定に基づく適性診断を平成二十九年六月十六日に認定したので、同規則第十二条の十一の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年六月二十八日

国土交通大臣　石井　啓一

一　名称
　株式会社ロイヤルコーポレーション
二　主たる事務所の所在地
　広島県広島市安芸区船越南四丁目八番三十号
三　適性診断の種類
　特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断（それぞれ貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成十三年国土交通省告示第千三百六十六号）第二章4に掲げる特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断をいう。）

○中部地方整備局告示第六十九号

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第十六条の規定に基づき、平成二十九年六月十二日付けをもって次のように工場において製造される浄化槽の型式の認定を更新したので、同法第十九条の規定に基づき公示する。

平成二十九年六月二十八日

中部地方整備局長　塚原　浩一

製造者の住所・氏名	愛知県知多郡美浜町大字北方字西側85－1　大栄産業㈱ 代表取締役　木村　尊
工場の所在地及び名称	愛知県知多郡美浜町大字北方字柿谷3－5　大栄産業㈱　東海マリン工場
認定番号	5－17－H－001
浄化槽の名称	ダイエー浄化槽　FCA－J1型

認定更新番号表

製造者名 代表者名 浄化槽の名称	更新前の認定番号	更新後の認定番号
日本理化工業株式会社 代表取締役　有松　浩二 日理式浄化槽 NK－CPW－A3型	5－12－H－012（07）－7	
〃　－B型	5－12K－H－001－1	5－17K－H－001－1
〃　－C型	〃　－2	〃　－2
〃　－D型	〃　－3	〃　－3
〃　－E型	〃　－4	〃　－4
〃　－F型	〃　－5	〃　－5
〃　－G型	〃　－6	〃　－6

○九州地方整備局告示第百三十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十九年六月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年六月二十八日

九州地方整備局長　小平田浩司

一　道路の種類及び路線名及び占用を制限する区域及び図面縦覧場所

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	図面縦覧場所
一般国道	十号	臼杵市野津町大字野津市字中仮屋六〇四番三から同市野津町大字野津市字中仮屋九一五番一まで	九州地方整備局及び佐伯河川国道事務所

建築基準法第68条の25第1項の規定に基づき、同法施行令第35条第1項の規定に適合：固液分離担体流動生物ろ過循環方式